

令和8年度 大熊町復興支援員受入事業者の 募集要綱

令和8年2月
大熊町
事務局（復興支援員業務受託者）
一般社団法人おおくままちづくり公社

第1. 募集の概要

1. 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故で未曾有の被害にあった本町において、一日も早い復興と町民の生活再建を果たすには人材面での支援が不可欠であるため、復興支援員設置要綱(令和4年10月19日告示第50号)に基づき、令和8年度に大熊町復興支援員(以下「支援員」という。)を委嘱する。本募集は、その中で令和8年度に委嘱する復興支援員を研修として受け入れる事業者を募集するものとする。
2. 支援員は大熊町が委嘱し、一般社団法人おおくままちづくり公社(以下、「公社」という。)が復興支援員業務受託者として事務局を担い、支援員の採用や管理、事業者との調整などを実施する。

第2. 事業の目的

1. 本事業
(1) 本事業は、大熊町において活動する事業者に対して支援員を研修として配置することで、復興にとどまらず、新たな事業の創出や地域の課題解決、活性化に資する事業が創出されることを目的とします。

第3. 対象事業者

以下両方を満たすこと

1. 日本国内に登記をしており、活動の拠点を大熊町に置く事業者であること。
2. 支援員の受入を行い、町の復興につながる、新たな事業の創出や地域の課題解決、活性化に資する事業を行う事業者であること。

第4. 応募内容

1. 受入事業者は下記の3つの点を満たすプロジェクトを作成の上、応募書類に記載し提出すること。
(1) 単なる人員不足の補填ではないこと。
(2) 町が復興に取り組む中で地域の課題解決や活性化につながるプロジェクトであること。
(3) 復興支援員制度の趣旨に沿った活動内容であること。

第5. 応募要件

1. 次の全ての要件を満たしている必要がある。
 - (1) 事業者側担当者が支援員及び事務局と密に連携をとれること。
 - (2) プロジェクト内の同一経費に対して他の国や自治体等からの補助金等が入っていないこと。
 - (3) 公租公課を完納していること。
 - (4) 次のすべてに該当しない者。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札に参加させないことができる事由など)に該当する者。次の申し立てがなされている者。
 - イ 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申し立てを行った者。
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申し立てを行った者。
 - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てを行った者。
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号の規定による暴力団、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している事業者。
2. その他参考要件
 - (1) 復興支援員業務への協力
 - ア 支援員の活動の様子等について、SNS等での情報発信に協力できること。
 - イ 月次、四半期、年度末、その他に実施される支援員の面談や研修会、課題解決活動等への参加に際し、事業者側では時間を確保し、出席させること。ま

た依頼があった場合、事業者側からも担当者が出席できるようにすること。

ウ 復興支援員制度の趣旨を理解し、支援員の自社内外との円滑な関係構築を支援できること。

エ 大熊町、事務局及び支援員等本事業の関係者とは真摯にコミュニケーションをとり、本事業に誠心誠意取り組むこと。

(2) その他

ア 支援員の受入に当たり、事業者の責めに帰すべき事由がない場合（異常気象・悪天候・水害・地震などを含む天災地変、疫病・感染症、公衆衛生リスク、戦争、暴動、内乱、テロ、ストライキなど）を除き、受け入れた支援員が1年間の任期を全うできるよう受入体制を組成、実行を行うこと。

イ 支援員の人材の採用においては事務局である公社が行うが、事業者についても最大限の求人採用活動へ協力を行うこと。

ウ 採用活動の結果、内定者を確保できない場合は、今年度の採用を見送る場合があり、双方協議の上、事業内容の変更や事業中止となる可能性があることを了承できること。

第6. 契約に関する事項

1. 大熊町が支援員を委嘱する。
2. 公社が支援員を雇用し、事業者の業務へ研修させる。
3. 支援員への報酬は「大熊町復興支援員設置要綱」に基づき公社が支給する。
4. 事業期間は最長1年間とし、年度末で終了とする。また、継続については審査を行う。
5. 研修継続については概ね5年程度とする。
6. その他、支援員の受入事業者は、事務局である公社と協定書を交わす。（参考資料参照）

第7. 受入事業者の募集スケジュール

1. 募集期間
(1) 令和8年3月1日（日）～令和8年4月10日（金）
2. 質問受付期間（※質問票を使用すること）
(1) 令和8年3月1日（日）～令和8年4月1日（水）
3. 質問回答
(1) 令和8年4月6日（月）頃
4. 受入事業者の決定/通知
(1) 令和8年4月中旬に決定/通知

第8. 復興支援員採用スケジュール（参考）※求人応募状況による

1. 復興支援員募集開始
(1) 令和8年5月上旬～
2. 復興支援員採用決定
(1) 令和8年5月上旬～
3. 復興支援員の勤務開始
(1) 令和8年6月以降

第9. 応募書類の提出

1. 留意事項
(1) 受入を希望する事業者は、提出書類を作成の上、提出期限までに提出するものとする。応募方法は、電子メールによるデータでの資料提出とする。FAXや持ち込み等による応募は受け付けないため、予め了承のこと。
2. 応募締切
(1) 令和8年4月10日（金） 16：00必着
3. 提出先
(1) 電子メール送信先：saiyo@okuma-machizukuri.or.jp
(2) 電子メール件名：【大熊町復興支援員受入事業者応募の件】●●●●
※●●●●には事業者名を記入すること

第10. 受入事業者の選定

1. 受入事業者の選定は、書類審査及び必要に応じて面談審査を通じて審査委員会により選定を行う。
2. 選定結果については、当該事業者はその旨を通知する。
3. 審査内容については非公開とし、以下の審査基準に沿って、公平かつ客観的に評価し、受入事業者を選定する。

第11. 審査基準

1. プロジェクト
 - (1) プロジェクトの内容が大熊町復興支援員設置要綱(令和4年10月)第4条に準じているか。
 - (2) 町が復興に取り組む中で地域の課題解決や活性化につながるプロジェクトであるか。
 - (3) そのプロジェクトが現実的かつ効果的か。
 - (4) 継続性のあるプロジェクトであり、事業終了後も見据えたプロジェクトになっているか。
2. 制度理解と協業体制
 - (1) プロジェクト遂行可能な事業実績があるか。
 - (2) 制度の趣旨、仕組みを理解し、教育体制を充実させるなど支援員の受け入れ体制を用意し、町や事務局と協業の体制を構築できるか。

第12. 募集要綱

1. 令和7年度大熊町復興支援員受入事業者の募集要綱

第13. 参考資料

1. 大熊町復興支援員設置要綱(令和4年10月)
2. 復興支援員の取り扱いに関する協定書
3. 復興支援員の待遇、採用フロー
4. 質問表

第14. 提出物・提出書類

1. 応募申請書
2. 応募申請書_別紙
※加えて応募用紙補助書類(任意書式)の提出も可とする。
3. 暴力団排除に関する誓約書
4. 履歴事項証全部証明書(登記簿謄本)(発行から3ヶ月以内)

第15. お問い合わせ先

1. 一般社団法人おおくままちづくり公社
2. 〒979-1308 福島県双葉郡大熊町大字下野上字清水307-1
3. TEL:0240-23-7101
4. 電子メール: saiyo@okuma-machizukuri.or.jp
※但し、本募集に関する問い合わせはメールにて実施すること。

以上